

## さいたま市告示第216号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年2月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）さいたま新都心ファッションモール  
所在地 さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社しまむら  
代表者氏名 代表取締役 北島 常好  
住所 さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社しまむら  
代表者氏名 代表取締役 北島 常好  
住所 さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和2年9月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,569㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗北側・西側 (平面駐車場)	132台
店舗3階	72台
合 計	204台

#### イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗西側 駐輪場①	103台
店舗北側 駐輪場②	59台
建物東側 駐輪場③	30台
建物東側 駐輪場④	38台
合 計	230台

#### ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積	備 考
店舗東側 荷捌施設①	40.00㎡	
店舗南側 荷捌施設②	65.13㎡	
店舗東側 荷捌施設③	25.00㎡	

店舗東側 荷捌施設④	25.00 m <sup>2</sup>	
合計	155 m <sup>2</sup>	小数点以下四捨五入

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	備考
廃棄物保管庫①		
店舗東側 廃棄物保管庫 a	17.5 m <sup>3</sup>	紙製廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 b	4.2 m <sup>3</sup>	金属製廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 c	3.5 m <sup>3</sup>	ガラス製廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 d	14.0 m <sup>3</sup>	プラスチック製廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 e	7.7 m <sup>3</sup>	生ごみ廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 f	3.5 m <sup>2</sup>	その他可燃性廃棄物
小計	50.40 m <sup>3</sup>	
廃棄物保管庫②		
店舗東側 廃棄物保管庫 a	14.0 m <sup>3</sup>	紙製廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 b	3.5 m <sup>3</sup>	金属製廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 c	3.5 m <sup>3</sup>	ガラス製廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 d	12.25 m <sup>3</sup>	プラスチック製廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 e	5.25 m <sup>3</sup>	生ごみ廃棄物
店舗東側 廃棄物保管庫 f	3.5 m <sup>2</sup>	その他可燃性廃棄物
小計	42.00 m <sup>3</sup>	
合計	92 m <sup>3</sup>	小数点以下四捨五入

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時00分～午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時00分～午後9時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数
店舗西側 出入口①	1箇所
店舗北側 出入口②	1箇所
合計	2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
店舗東側 荷捌施設①	24時間
店舗南側 荷捌施設②	
店舗東側 荷捌施設③	
店舗東側 荷捌施設④	

2 届出年月日

令和2年1月28日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年2月6日から令和2年6月8日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年2月6日から令和2年6月8日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944